いじめ対策の「い・ろ・は」3号

令和5年6月 発行 岡山県教育庁人権教育·生徒指導課

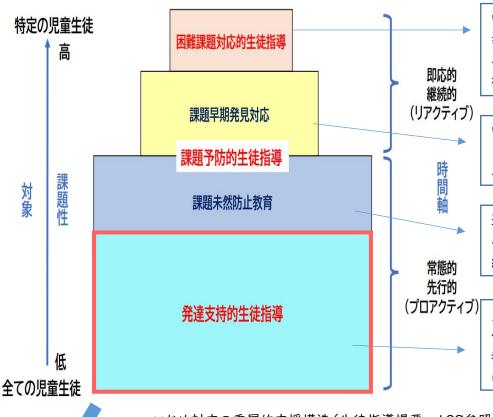
令和4年12月に改訂された生徒指導提要に示された考え方を基に、それぞれの学校・学級の「いじめ防止」について見直してみましょう!

TOPIC

"いじめに関する生徒指導の重層的支援構造" ~「発達支持的生徒指導」を中心に学級づくりを見直そう~

いじめ防止対策推進法 (H25.9月施行) において、学校及び学校の教職員は、①いじめの防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。

つまり、「特定の児童生徒への対処」だけではなく、「全ての児童生徒が多様性を認め、人権侵害をしない態度・能力を身に付けるように働きかけること」が求められます。今回はいじめに関する生徒指導の重層的支援構造について考えていきましょう!



いじめの解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による被害者ケア、加害者指導、関係修復等)

いじめの予兆の発見と迅速な対処 (アンケート、面談、健康観察等によ る気付きと被害者の安全確保等)

道徳や学級活動・HR活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施

児童生徒が「多様性を認め、人権 侵害をしない人」に育つような人権 教育や市民性教育を通じた働きか



いじめ対応の重層的支援構造(生徒指導提要p.129参照)

★<mark>いじめ防止につながる発達支持的生徒指導</mark>

全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり



多様性を認め、人権侵害をしない自己指導能力を身に付けた人の育成



児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力の育成



具体的な内容は裏面で紹介しています!



いじめ防止に向けて、

- ① 「全ての子ども」が
- ②「多様性を認める」

ことのできる学校・学級づくりが重要!!



Point①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり・学級づくりを目指す

学校、学級・ホームルームにおいて凝集性を高めることは必要ですが、行きすぎて同調圧力が強くなりすぎていませんか?児童生徒がお互いの違いを理解し、教室に様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を教師がつくっていきましょう!

○望ましい例 ・・・「制服のジェンダーレス化」「誤答であっても考えの過程を認める」「良いところみつけ」

▲望ましくない例・・・「全員が○○できたら宿題なし」「少数意見の排除」「全ての場面で『みんなで』を求める」 「連帯責任を負わせることで本人に必要以上の不安感や圧迫感を与える」

Point② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるように する

勉強以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供することが重要です。自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じられる場をつくりましょう!

○例・・・「係活動」「クラブ活動」「児童会活動」「部活動」「運動」「芸術」「行事」「生徒会活動」

Point③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれます。「異年齢交流」によって、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったというケースもあります。 お互いに助け合いながら、児童生徒自身が考える機会をつくりましょう!

○例・・・「得意な教科での活躍」「登下校のリーダー(主に小学校)」「異年齢活動」「当番活動」「清掃活動」

Point④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気がありますか?成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人(教職員や保護者等)に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」(大人になること)へと踏み出す一歩です。「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築きましょう!

○例・・・「担任」「管理職」「教科担任」「スクールカウンセラー」「養護教諭」「支援員」「事務職員」「ボランティア」 「教育相談週間」「アンケート」「心と体の状態を確認するアプリケーション」

▲ 褒め方・認め方のコツ

るヒント

校種、児童生徒の発達段階や個人により、「どのような褒められ方をすると嬉しいのか」については違いがあります。以下、児童生徒の褒め方・認め方のコツについて記載していますので参考としてください。

- ① 「具体的に」「抽象的に」 ・・・・行為・行動を具体的に褒める 「○○さんすごいね。」と抽象的に褒める
- ② 「友達の前で」「個別に」 ・・・・友達の前で褒められることを嫌がる児童生徒もいることに留意する
- ③ 「言葉」「文字」「動作表情」・・・顔を見て褒める ノートやプリントのコメントで褒める 笑顔やポーズで褒める
- ④ 「直接的」「間接的」
- ・・・・担任が褒める 「○○先生が~と言っていたよ。」と褒める
- ⑤ 「結果」「過程」
- ・・・結果自体を褒める 結果に至った過程を褒める

Mini 研修

近くの先生を褒めてみましょう!その後、気付いたことを交流してみましょう!



いじめ防止に向けては、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送ることができるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。